平成２３年（フ）第３７２３号
大阪府大東市氷野２―２―24、開始決定時の住所大阪府大東市中楠の里町10番22号　ルネエスタトーレ103号
破産者　池浦　安彦
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４７２号
大阪府枚方市春日元町２丁目26番３号、開始決定時の住所大阪府枚方市津田西町１丁目８番４号
破産者　佐々木　強
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１０２号
兵庫県川西市緑台５丁目１番地の29、開始決定時の住所兵庫県川西市霞ケ丘２丁目２番２号
破産者　松良平三郎
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２６０号
大阪市住吉区我孫子５丁目９番３号　藤第１マンション301号
破産者　**藤**木　　誠
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２７３号
大阪府富田林市楠町４番１―1003号
破産者　中谷　清弘
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９３８号
兵庫県宝塚市仁川北２丁目13―20阪急新仁川マンション418号、住民票上の住所兵庫県西宮市甲子園六番町15番19―503号
破産者　竹中萬治郎
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４８４号
奈良市南肘塚町153番地、申立時の住所奈良市大宮町４丁目295番地の９―401号
破産者　卯野　泰弘
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第７８号
茨城県牛久市上柏田２丁目12番地　ヴィラ・エトレンヌⅣⅠ棟101号、前住所茨城県牛久市柏田町3752番地の８
破産者　木村　雄二
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
金沢市久安５丁目72番地
破産者　酒井　正樹
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４２４号
山梨県甲斐市篠原1665―７、住民票上の住所山梨県甲斐市竜王199番地９
破産者　米谷　寿忠
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２５号
愛知県一宮市多加木５丁目29番35号　ハウス松本304号
破産者　眞野　明久
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第７６１号
京都市下京区西木屋町通上ノ口下る梅湊町95番地朝日プラザ高瀬川703
破産者　髙橋朝香こと　髙橋　貞香
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６３号
和歌山市黒田２丁目５番25―104号　グリーンマンション
破産者　カラオケ喫茶艶歌こと　辻本　美子
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３２３号
広島県福山市坪生町南３丁目６番12号
破産者　鷲野サヨ子
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３９１号
熊本市東区健軍４丁目10番46号
破産者　松山　博子
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第７１９号
愛知県安城市明治本町14番12号　レオネクストＭＫ105、開始決定時の住所大分市青葉台２丁目４番地の６
破産者　林　新太郎
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係